

「男女共同参画推進強調月間」 「女性に対する暴力をなくす運動週間」のお知らせ

岐阜県では、男女共同参画への関心と理解を深めていただくため、条例で、毎年11月を「男女共同参画推進強調月間」と定めています。男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会を目指して、皆さんも是非、この機会に男女共同参画について考えてみませんか。



また、毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間です。



暴力は、決して許されるものではありません。特に、配偶者等、パートナーからの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき、重要な課題です。

<男女共同参画・女性の活躍支援センター内の啓発運動>



男女共同参画・女性の活躍支援センターでは、「女性に対する暴力をなくす運動週間」の啓発として、関連するポスター、PRカード類とパープルリボンの掲示を行いました。センターに来所された方々に、運動の趣旨をご理解いただき、パープルリボンを貼るご協力をいただきました。

「女性に対する暴力をなくす運動週間」について、[詳しくは内閣府男女共同参画局ホームページ](#)＜外部リンク＞をご覧ください。
[「女性に対する暴力をなくす運動週間」リーフレット](#)＜外部リンク＞

女性の「就労・子育て相談」のご紹介

「仕事を辞めてから、数年経っている。自分に何ができるか自信がない。一歩踏み出す勇気が出ない。」

「育休復帰が近づいている。子育てと仕事の両立ができるのかとても不安。子育てについて色々と悩みがある。」

「転職したいと思っている。これからどんな仕事ができるのか、どんな働き方がしたいのか、考えを整理したい。」

このような悩みを抱えていませんか？

男女共同参画・女性の活躍支援センターでは、女性に対する「就労・子育て相談」を行っています。キャリアカウンセラー、子育て支援相談員が、女性の生き方に

関わる、就労、キャリアアップ、人との付き合い方、子育てとの向き合い方など、幅広い相談を1時間行います。さらに、センターに登録すると、変化する課題に向き合えるよう、伴走型のサポートを受けられます。秘密厳守、相談、登録無料です。

就労・子育て相談	月曜日～金曜日（祝日除く）
	9時～17時(予約優先)
	お一人1時間
	お子様と一緒に参加可

予約・問合せ先：男女共同参画・女性の活躍支援センター
電話番号：058-214-6431
相談員が業務で不在の場合がございます。ご予約の上、来所をお願いします。

<就労・子育て相談チーム 私たちがお話を伺います！>

キャリアカウンセラー（前列）



<お子様も一緒に安心してお越しください>
保育士資格を持つ子育て支援相談員



明るく、落ち着いた雰囲気のセンターで、安心してお話しいただけます。一人で悩まず、ぜひ、「就労・子育て相談」をご利用ください。ご不明な点等がございましたら、上記の男女共同参画・女性の活躍支援センターまでお問い合わせください。

◎消毒、換気、人と人の距離の十分な確保など、新型コロナウィルス感染症拡大防止の対策を徹底しています。

◎参加の際は、手指消毒、マスクの着用のご協力をお願いします。

◎当日、体調不良が疑われる場合は参加を見合わせてください。